

# 総合振興計画後期基本計画(素案)について

## 1. 健康福祉分野

施策大項目 **1. 子ども・子育て支援**

大項目名の変更必要性 なし

市民アンケート結果	項目名	保育所など子育て支援が充実している			
	調査年度	H24年	H28年	R3年	参考順位
	満足度	-0.17	0.18	0.28	6/36位
	重要度	1.19	1.43	1.47	8/36位

**市民の声**

【市民アンケートより】「本庄市に住んでいて子育てはしづらいです。コロナの時でもありますが、人と接することも少なく、情報が少ない。子育て世代の人達への情報などを共有できる場（アプリ）が欲しい」「保育所や子ども園などは充実していますが、学童は定員オーバーでやむをえず入所できない子もいます。働く母親は子どもが保育園児の時は働きやすいですが、小学校入学と共に働き方を変えざるを得ない女性もいます」「子育ての環境が悪い。小児科病院が少なく、急に体調が悪くなっても病院で何時間も待たされ、救急病院に行きたくても、1時間程かかってしまう、子供が遊べる室内施設が少ない。はにぼんを推した施設つくってほしい。ふっかちゃんの家みたいな」

【高校生アンケートより】（高校生が活躍できる「協働によるまちづくり」のアイデアとして）「地域の小中学校との交流」「学童でボランティアをしたことがあります。外で子どもたちと一緒に遊んだり、勉強を教えてあげたりするのはやはり年代の近い高校生が最も活躍できると思いました」

【ワークショップより】（自分にできることとして）「子育ての困りごとを発信して知らせる」

関連するSDGs (各課回答より)

1 貧困をなくそう
3 すべての人に健康と福祉を
4 質の高い教育をみんなに

「成果指標」「現状」の項目案 (各課回答より)

成果指標/現状	現行通り	子育て支援センター延べ利用組数（年間）	←問題なし
現状	現行通り	児童虐待相談新規受付件数	←問題なし
現状	現行通り	要保護児童対策地域協議会対象件数	←問題なし
成果指標		保育所等における待機児童数	←新規案

現行計画の内容 次期計画素案における変更・加除（案）

**現況と課題**

●未婚化や晩婚化などにより急速に進行する少子化や、女性の社会進出による共働き家庭の増加や核家族化、地域コミュニティの希薄化による家庭や地域の子育て力の低下など、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。子どもたちを取り巻く環境は厳しく、また、子育てに不安や孤立感を感じる家庭も少なくなく、多様化する子育てのニーズに対応する子育て環境の整備が求められています。

●国や地域を挙げ、子どもや子育て家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築し、子育てしやすい社会づくりを推進するため「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月からスタートしました。この新制度は①質の高い幼児期の教育・保育の総合的提供②保育の量的拡大・確保③地域の子ども・子育て支援の充実を目指すものです。

●本市でもこの実現のため、子ども・子育て支援サービスのニーズに対する確保方策等をきめ細かく計画するとともに施策や事業の方向性を明確にした上で、子ども・子育てへの支援サービスと環境整備に取り組んでいます。

●こうしたことを背景として、子どもを取り巻く環境の変化に柔軟に対応しながら、家庭と地域が支え合う、誰もが安心して子どもを生み、育てることができる環境づくりを進めるため、地域における子育て支援サービスの充実、子育て世代包括支援センターの設置、妊娠から出産、子育て期にわたる切れ目のない子育て支援サービスの提供、仕事と子育ての両立支援、児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭等の支援の充実など、総合的に子育て支援施策の充実・推進を図っていくことが重要です。

**現況と課題**

●急速に進行する少子化や、共働き家庭の増加、核家族化や地域コミュニティの希薄化など、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。子育てに不安や孤立感を感じる家庭も少なくなく、多様化する子育てのニーズへの対応が求められています。

●国を挙げてスタートした「子ども・子育て支援新制度」に基づき、本市でも、質の高い幼児期の教育・保育の総合的提供、保育の量的拡大・確保、地域の子子ども・子育て支援の充実に計画的に取り組んでいます。また、子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠から子育て期にわたる切れ目のない支援を行っています。一方で、コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、子育てイベント等の開催が難しい状況もありますが、保護者が孤立しストレスを抱え込むことがないよう地域で見守り支え合う支援が望まれます。

●誰もが安心して子どもを生み、育てることができる環境づくりのためには、児童虐待防止対策、経済的負担の軽減等を含め、総合的に子育て支援施策を推進していくことが必要です。本市では、子ども家庭総合支援拠点を中心に、児童相談所や警察署と連携しながら、子どもや保護者に寄り添った支援に努めており、今後も子どもの適切な保護、児童虐待の防止を図ることが重要です。加えて、各種手当の支給や助成を通じ、引き続き経済的負担の軽減を図ることが求められます。

めざす姿

●子育てと仕事を両立できる支援体制が整っています。	←変更なし
●妊娠から出産、子育て期にわたる切れ目のない支援体制が整っています。	←変更あり
●地域全体で児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に取り組んでいます。	←変更なし

●支援者の情報提供がスムーズに行われ、子どもの成長に合わせた子育ての悩みを相談できる体制が整っています。

施策中項目

1 子育て支援サービスの充実	評価回答部署	子育て支援課、保育課 ※子育て支援課より「健康推進課」追加
	内容	●放課後児童健全育成事業、延長保育事業、病児保育事業、一時預かり事業、子育て支援拠点事業等を実施します。 ●子育て世代包括支援センターを立ち上げ、切れ目のない支援体制を整えます。 ●出産や子育てに関するアドバイスをメールで配信するほか、予防接種スケジュール作成機能を利用いただくことにより、出産・子育てをする上での負担の軽減を図ります。
2 子育てに係る経済的負担の軽減	評価回答部署	子育て支援課、保育課、学校教育課
	内容	●各種手当の支給や、医療費や保育料等に対する支援を通じて、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るなど、子育てや教育に対する経済的な支援を進めます。

←変更あり

●放課後児童健全育成事業、延長保育事業、病児保育事業、一時預かり事業、子育て支援拠点事業等を実施します。  
●子育て世代包括支援センターを中心に母子保健と子育て支援が連携し、切れ目のない支援体制を整えます。  
●出産や子育てに関するアドバイスをメールで配信するほか、予防接種スケジュール作成機能を利用いただくことにより、出産・子育てをする上での負担の軽減を図ります。  
●子どもの将来が家庭の経済状況によって左右されることがないよう支援を行うための調査を行います。

←変更なし

施策中項目	3 ひとり親家庭等の支援体制の充実	評価回答部署	子育て支援課	←変更なし			
		内容	●児童扶養手当の支給、ひとり親家庭等医療費の支給及び母子家庭等自立支援給付金等の支給を実施し、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を支援します。また、ひとり親家庭等の自立に必要な情報の提供、相談指導等の支援を行い、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を充実します。				
	4 子育てと仕事の両立支援	評価回答部署	子育て支援課、保育課	←変更あり			
		内容	●保育の実施を推進し、児童の健全育成と保護者の就労支援を図ります。 ●低年齢児を保育する小規模な保育施設を利用する保護者に給付を行い、児童の健全育成と保護者の就労支援を図ります。 ●認定こども園等を利用する保護者に給付を行い、児童の健全育成と保護者の就労支援を図ります。				
	5 子育て支援のネットワークの充実	評価回答部署	子育て支援課	←変更あり			
内容		●子育て支援団体等と情報交換しながら、支援体制を継続していきます。また、支援団体の主催事業等に積極的に協働することにより、活動内容を把握し、より良い支援を行います。					
6 児童虐待防止対策の充実	評価回答部署	子育て支援課	←変更あり				
	内容	●要支援児童の適切な保護を図るため、関係機関と情報の交換・共有を行い、児童虐待の早期発見・対応を行います。 ●メールでの情報発信をはじめ、保護者の接点の機会を設けることを通じて児童虐待の一因となる出産・子育て期の孤立感や負担感を緩和し、虐待防止を図ります。					
7 保育環境の整備	評価回答部署	子育て支援課、保育課	←変更あり				
	内容	●教育・保育施設の適正整備と安全で安心な保育環境の保育所等の施設整備をします。 ●放課後児童クラブの運営体制整備や施設改修、備品整備、障害児受け入れのための整備等に対して助成を行います。					
協働による取組		●核家族化や地域コミュニティの希薄化により、育児不安や育児の負担感を抱え育児に支障をきたす親が増えていきます。こうした親を支援していくため、子育て支援グループ、NPO法人、ボランティア団体等と協働し、子育て親子の交流の場の提供や子育て相談、子育て教室、講演会等を引き続き実施し、地域に密着した子育て支援体制を整えていきます。		●子育て支援グループ、NPO法人、ボランティア団体等と協働し、子育て親子の交流の場の提供や子育て相談、子育て教室、講演会等を引き続き実施し、地域に密着した子育て支援体制を整えていきます。 ●各種の関係機関や住民等、地域の主体と連携・協力しながら、子どもの適切な保護、児童虐待の防止を図ります。			
関連計画	計画名	期間	概要	変更有無	計画名	期間	概要
	本庄市子ども・子育て支援事業計画	H27-31年度	子ども・子育て支援法に基づき策定した5年を一期とする子育て支援サービスの確保方策等の計画	←変更あり	本庄市子ども・子育て支援事業計画	令和2～6年度	子ども・子育て支援法に基づき策定した5年を一期とする子育て支援サービスの確保方策等の計画
	本庄市健康づくり推進総合計画	H28-R2年度	健康づくりの推進に係る「健康増進計画」「食育推進計画」「歯科口腔保健推進計画」という3つの計画を包含し、取組の相乗効果と推進力を高める総合計画	←変更あり	本庄市健康づくり推進総合計画	令和3～7年度	健康づくりの推進に係る「健康増進計画」「食育推進計画」「歯科口腔保健推進計画」という3つの計画を包含し、取組の相乗効果と推進力を高める総合計画

	事業名	事業概要	変更有無	事業概要
主な事業一覧 (資料編)	①ファミリー・サポート・センターの運営	○子どもを預けたい人と預かる人との調整を行い、子育てをサポートします。	←変更なし	
	②児童手当の支給	○中学校修了前の子どもを対象に、児童手当を支給します。	←変更なし	
	③子どもの医療費の助成	○中学校修了前の子どもを対象に、医療費の自己負担分を助成します。	←変更あり	○満18歳の年度末までの子どもを対象に、医療費の自己負担分を助成します。
	④児童扶養手当の支給	○ひとり親家庭等の経済的支援を目的として児童扶養手当を支給します。	←変更なし	
	⑤ひとり親家庭等医療費の助成	○ひとり親家庭の子ども及び親等を対象に、医療費の自己負担分を助成します。	←変更なし	
	⑥母子家庭等への支援	○母(父)子家庭の母(父)に対し、高等職業訓練促進給付金等を支給することにより修業訓練中における生活の負担の軽減を図ります。	←変更なし	
	⑦民間保育所等委託事業	○保育の実施を推進し、児童の健全育成と保護者の就労支援を図ります。	←変更なし	
	⑧放課後児童健全育成事業	○民間学童保育所への委託を行い、児童の健全育成と保護者の就労支援を図ります。	←変更なし	
	⑨子育て支援センターの運営	○子育て不安の相談や情報提供、保護者同士・子ども同士の交流や情報交換のための環境整備の充実と実施施設の拡大を図ります。	←変更あり	○子育て不安の相談や情報提供、保護者同士・子ども同士の交流や情報交換のための環境整備と運営の充実を図ります。
	⑩家庭児童相談室の運営	○育児相談、悩み受付、情報紹介、専門機関への取次ぎなどを支援します。	←変更なし	
	⑪要保護児童対策地域協議会の運営	○関係機関と情報を共有し、虐待通報に対し速やかに対応できる体制を整え、子どもを虐待から守ります。	←変更あり	○関係機関と情報を共有し、虐待通告に対し速やかに対応できる体制を整え、子どもを虐待から守ります。
	⑫民間保育所等運営助成事業	○児童及び保育士等の処遇改善や保育所等運営の充実を図ります。	←変更なし	
	⑬多子世帯の保育料の軽減	○子どもを3人以上養育している家庭の3子以降の保育料を無償とします。	←変更なし	
	⑭すくすくメールの配信	○メール配信による出産・育児に関する支援情報や予防接種スケジュール情報を提供します。	←変更なし	
				新規

施策大項目 **2. 健康づくりの推進**

大項目名の変更必要性	なし
------------	----

市民アンケート結果	項目名	住民健診や健康指導が充実している			
	調査年度	H24年	H28年	R3年	参考順位
	満足度	0.38	0.22	0.56	3/36位
	重要度	1.39	1.47	1.46	9/36位

【市民アンケートより】「国保料が高いかと思えます」（同様の声が複数あり） 「小児科も少なく、大きな病院、専門医のいる病院が遠い市外なものも不安の要素です」（同様の声が複数あり） 「健康長寿社会の為に、若い（働く世代）人達が健康的に生活できる様にして欲しいです。安心してジョギングやウォーキングが出来る様に歩道や自転車道路の整備をして欲しいです。市民講座を積極的に活用している方も多数いらっしゃいますが、活用していない方もいる（又は、知らない）ので、第2の人生を向かえる60代の方、市の取り組みなどをまとめたリーフレットを配布するのは如何かなと思えます（おまけにチケットでお試し券など）。「市長は色々なツールで発信してくれているので、SNSがわかる年代は助かります。ただ年配の方はワクチン予約すら危うい状況でした（母88才）」

関連するSDGs (各課回答より)	3	すべての人に健康と福祉を

「成果指標」 「現状」の 項目案 (各課回答より)	成果指標/現状	現行通り	特定健診の受診率（本市）	←問題なし	
	現状	現行通り	特定健診の受診率（県・国）	←問題なし	
	成果指標	現行通り	本市で実施した各種検診の受診率	←要変更	母子の健康状態把握率（妊娠から生後4か月）
			↑胃がんリスク検診、前立腺がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がん		
	現状	現行通り	県がん検診受診率	←要変更	削除

現行計画の内容 次期計画素案における変更・加除（案）

**現況と課題**

- 各種健診などによる疾病の早期発見と生活習慣病などの予防や悪化防止に向けた健康教室・健康相談事業を実施し、市民の健康管理の一助となるように努めていますが、受診率・受講率は低い状況です。市民生活の質の維持・向上と健康寿命の延伸のために受診率・受講率を高める工夫が必要です。また、市民自らが健康管理に対する意識を高めていくために、住民参画と協働を基にした取組も重要です。
- 核家族化の進行をはじめとする社会環境の変化に伴い、子育てに対する市民ニーズも変化してきています。子どもたちが健やかに育っていくためには、妊娠・出産期～思春期、各ステージにおける取組の充実が必要です。また、育児ストレスの軽減や児童虐待の防止も視野に入れ、切れ目のない支援を行っていきます。
- 食生活は、多くの生活習慣病との関連が深く、生活の質にも大きく影響を及ぼすなど、健康づくりにおいて中核をなすものです。栄養バランスに配慮した食事や規則正しい食生活を送り、健康で豊かな生活を実現するため、一人ひとりが正しい知識に基づき、望ましい食生活を実践することが重要です。
- 発達に不安のある子どもが、健やかに地域社会の中で自立した生活を送ることができるよう、発達教育支援センター「すきっぷ」を核として、子どもや保護者及び周囲に関わる人々への支援を、家庭だけでなく保育所や学校へ出向いて実施しています。今後も子どもを支える各関係機関との連携体制の充実を図っていきます。
- 自殺者は、全国的には4年連続で年間3万人を下回ったものの、依然として深刻な状況にあります。本市では、平成26年度21人、平成27年度19人、平成28年度24人と20人前後で推移しています。平成28年4月に施行された「自殺対策基本法の一部を改正する法律」に基づき、県の自殺総合対策推進センターから示される本市の自殺実態分析結果や地域の実情に合わせた政策案をもとに、自殺対策計画を策定し、心の健康づくりを進めます。

**現況と課題**

- 疾病の早期発見につながる各種健診は、**全体的に受診率が上昇傾向にあったものの、新型コロナウイルス感染症が拡大した令和2年度には顕著に低下しています。**健康教室・健康相談事業とともに、市民生活の質の維持・向上と健康寿命の延伸のために受診率・受講率を高める工夫が必要です。**健診の結果や国保データベース(KDB)システム等の情報を活用し、健康づくりを推進します。**
- 健康づくりへの動機づけとして、本市では18歳以上の市民を対象に健康づくりチャレンジポイント事業(はにぼんチャレンジ)を実施しており、今後も市民が主体的に健康づくりを行っていただけるよう動機づけや情報提供等の充実が求められます。
- 発達に不安のある子どもが、健やかに地域社会の中で自立した生活を送ることができるよう、発達教育支援センター「すきっぷ」を核として、子どもや保護者及び周囲に関わる人々への支援を、家庭だけでなく保育所や学校へ出向いて実施しています。今後も子どもを支える各関係機関との連携体制の充実を図っていきます。
- 我が国において自殺は深刻な社会問題であり、本市では、「本庄市自殺対策計画」を策定し、若年者からの心の健康づくりを実施しています。引き続き、教室・講座等による普及啓発に努め、心の健康づくりを図っていくことが必要です。
- 新型コロナウイルス等、新たな感染症への対応の必要性が高まっています。迅速な感染症対策や予防接種による感染予防を実施することが必要です。

めざす姿	●市民の健康管理に関する関心が高く、自ら健康づくりのための行動を実践している市民が増えています。	←変更なし
	●各ライフサイクルにおける心身の健康づくりの支援体制が充実し、健康的な生活ができる環境が整っています。	←変更あり
	●発達障害※等の子どもたちへの支援体制が充実し、地域社会の中で自立した生活を営める環境が整っています。	←変更なし

	●各ライフサイクルにおける心身の健康づくりや相談窓口等の支援体制が充実し、健康的な生活ができる環境が整っています。
--	---

施策中項目	評価回答部署	健康推進課、保険課、地域福祉課、介護保険課
	内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく国民健康保険被保険者を対象とした特定健康診査・保健指導と後期高齢者医療保険被保険者を対象とした健康診査、「健康増進法」に基づく健康診査やがん検診・健康教育・健康相談などを実施します。</li> <li>●健診の無料化や複数健診の同時実施などで、受診率の向上を図り、生活習慣病の予防と疾病の早期発見を目指し、健康的な質の高い生活を実現します。</li> <li>●市民自ら健康管理ができるよう、健診・検診についての知識の普及啓発を行います。特に若者へのがん予防や生活習慣病予防のための普及啓発を行い、自発的な健康づくりを促します。</li> </ul>

←変更あり

- 「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく国民健康保険被保険者を対象とした特定健康診査・保健指導と後期高齢者医療保険被保険者を対象とした健康診査、「健康増進法」に基づく健康診査やがん検診・健康教育・健康相談などを実施します。
- 健診の無料化や複数健診の同時実施などで、受診率の向上を図り、生活習慣病の予防と疾病の早期発見を目指し、健康的な質の高い生活を実現します。
- 市民自ら健康管理ができるよう、健診・検診についての知識の普及啓発を行います。特に若者へのがん予防や生活習慣病予防のための普及啓発を行い、自発的な健康づくりを促します。
- 健診の結果や国保データベース(KDB)システム等の情報を活用し、高齢者の特性に合わせた保健事業と介護予防の一体的な取組も行っていきます。

施策中項目	2 体の健康づくりの推進	評価回答部署	健康推進課、保険課		←変更あり	●効果が認められている健康長寿埼玉モデル※推奨プログラム「マイトレ教室」の継続実施や動機づけ事業を活用し、市民の健康づくりを推進します。また、生活習慣病の重症化を予防するための支援を行います。 ●全てのライフステージにおいて、いきいきと健康な毎日を過ごすため、望ましい食生活を実践できるよう、食育の推進に取り組みます。		
		内容						
	3 予防接種の推進	評価回答部署	健康推進課		←変更なし			
		内容	●「予防接種法」に基づく定期の予防接種を実施しています。予防接種未接種者への勧奨方法の見直しを行い、接種率の向上を図り感染症対策に取り組みます。					
	4 母子保健の推進	評価回答部署	健康推進課		←変更なし			
内容		●乳幼児健康診査・健康相談・教室の充実により、疾病の早期発見や心身の健やかな発育・発達を支援します。また、妊娠期からの切れ目のない支援により、安心して子育てができる環境の整備を目指します。						
5 発達障害※児等への支援の充実	評価回答部署	健康推進課		←変更あり	●発達に不安のある子どもとその保護者に保健師、言語聴覚士、作業療法士、公認心理師等の専門職が個別相談や指導を行い、保護者や周囲で関わる大人が子どもの特性に気づき、その子に合った関わり方ができるよう継続した支援を行い、子どもの健やかな成長を支えます。			
	内容	●発達に不安のある子どもとその保護者に保健師、言語聴覚士、作業療法士、心理士等の専門職が個別相談や指導を行い、保護者や周囲で関わる大人が子どもの特性に気づき、その子に合った関わり方ができるよう継続した支援を行い、子どもの健やかな成長を支えます。						
6 心の健康づくりの推進	評価回答部署	健康推進課		←変更あり	●子どもからお年寄りまで各ライフステージに応じた、心の健康づくりの正しい知識の普及・啓発や支援・サポート体制の整備に努めます。 ●「自殺対策基本法の一部を改正する法律」に基づき、県の自殺総合対策推進センターから示される本市の自殺実態分析結果や地域の実情に合わせた政策案をもとに、自殺対策計画を策定し、若年者からの心の健康づくりを進めます。			
	内容	●子どもからお年寄りまで各ライフステージに応じた、心の健康づくりの正しい知識の普及・啓発や支援・サポート体制の整備に努めます。 ●「自殺対策基本法の一部を改正する法律」に基づき、県の自殺総合対策推進センターから示される本市の自殺実態分析結果や地域の実情に合わせた政策案をもとに、自殺対策計画を策定し、若年者からの心の健康づくりを進めます。						
協働による取組		●各地域における、健康づくりの取組と相互に連携し、地域の特性を活かした健康づくりや、住民主体の健康づくりを行っていきます。			●各地域における、健康づくりの取組と相互に連携し、地域の特性を活かした健康づくりや、住民主体の健康づくりを行っていきます。 ●地域住民に対して健康づくりに係る情報提供を行う健康アンバサダーや食生活改善推進員の育成を通し、地域の主体との協働による健康づくりを推進します。			
関連計画	計画名	期間	概要		変更有無	計画名	期間	概要
	本庄市健康づくり推進総合計画	平成28年度～平成32年度	健康づくりの推進に係る「健康増進計画」「食育推進計画」「歯科口腔保健推進計画」という3つの計画を包含し、取組の相乗効果と推進力を高める総合計画		←変更あり	本庄市健康づくり推進総合計画	令和3～7年度	健康づくりの推進に係る「健康増進計画」「食育推進計画」「歯科口腔保健推進計画」という3つの計画を包含し、取組の相乗効果と推進力を高める総合計画
	本庄市国民健康保険データヘルス計画	平成29年度～平成32年度	特定健康診査やレセプト※のデータ分析結果に基づく国民健康保険加入者の健康保持増進を図るための事業計画		←変更あり	本庄市国民健康保険データヘルス計画	令和3～7年度	国等が示す方針を踏まえ、国民健康保険加入者の健康の増進及び健康寿命※の延伸を図り、保険財政の健全化を目指すための計画
					新規	本庄市自殺対策計画	平成31～令和5年度	自殺対策の基本となる事項を定め、その推進を図るための計画

	事業名	事業概要	変更有無	事業概要
主な事業一覧 (資料編)	①健康診査の推進	○特定健診 ※・健康診査、肝炎検診、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診等を実施します。また、検診方法の見直しを行い、受診率向上を図ります。	←変更なし	
	②がん検診の推進	○ABC検診(胃がんリスク検診)・大腸がん検診・前立腺がん検診・子宮頸がん検診・乳がん検診・肺がん検診を実施します。また、検診方法の見直しを行い、受診率向上を図ります。また、若者への知識の普及啓発を行い、健診受診率の向上につなげます。	←変更なし	
	③乳幼児健診・健康相談を通じた支援	○4か月児・10か月児・1歳6か月児・2歳児・3歳児・5歳児の健診や健康相談を行います。また、健診後の相談等の充実を図り、継続した支援を行います。	←変更なし	
	④乳幼児への訪問支援・健康教育の推進	○赤ちゃん全戸訪問のほか、家庭訪問・両親学級・育児学級・健康教育などを行います。 ○すくすくメールの周知を図り、いつでもどこでも活用できる子育て支援を提供し、子育て環境の整備に努めます。	←変更なし	
	⑤予防接種の推進	○予防接種ナビの周知を図り、未接種者への接種勧奨に活用し、接種率の向上を目指します。	←変更あり	○ <b>予防接種スケジュール作成機能</b> の周知を図り、未接種者への接種勧奨に活用し、接種率の向上を目指します。
	⑥発達障害※児等への支援	○療育的相談・親子教室・個別相談・機関への巡回支援・コンサルテーション ※・事例検討会・研修会などを行います。各関係機関と連携をとり、一人ひとりに合わせた支援を行います。	←変更あり	○ <b>療育的相談・個別相談・機関への巡回支援・コンサルテーション ※・事例検討会・研修会</b> などを行います。各関係機関と連携をとり、一人ひとりに合わせた支援を行います。
	⑦心の健康づくりの推進	○「自殺対策基本法の一部を改正する法律」に基づき、平成30年(2018年)に自殺対策計画を策定し、本市の実態に合わせた、若者からの心の健康づくりを進めます。	←変更あり	○ <b>保健・医療・福祉・教育・労働等関係機関との連携・協力を強化し、総合的な自殺対策を推進します。</b>
	⑧健康づくりへの動機づけの強化	○健康づくり活動に対しポイントを付与し、ポイントを貯めると賞品と交換できる事業で、市民の自主的な健康づくり意識の高揚を促します。	←変更なし	
	⑨体の健康づくりの推進	○効果が認められている健康長寿埼玉モデル ※ 事業の導入を行い、広く市民の健康づくりを推進します。 ○様々な教室や講座、健診、相談事業などを通して各ライフステージに応じた食育を推進していきます。	←変更あり	○効果が認められている健康長寿埼玉モデル ※ <b>推奨プログラム「マイトレ教室」の継続実施や動機づけ事業を活用し、市民の健康づくりを推進します。</b> 様々な教室や講座、健診、相談事業などを通して各ライフステージに応じた食育を推進していきます。
	⑩生活習慣病重症化予防	○健診やレセプト ※ のデータから保健指導対象者を選定し、啓発活動、受診勧奨、保健指導を実施し、生活習慣病の重症化を予防します。	←変更あり	○ <b>国民健康保険被保険者のレセプト ※や特定健診等のデータを活用し、ハイリスクな被保険者や糖尿病が重症化するリスクが高い被保険者に対し保健事業を行います。</b>
			新規	⑪ <b>人間ドック助成事業</b> ○生活習慣病その他の疾病の早期発見・重症化の予防のため、国民健康保険被保険者のうち35歳以上の方や後期高齢者医療被保険者の人間ドック又は併診ドックの受検者に対し助成を行います。

施策大項目 **3. 医療体制の充実**

大項目名の変更必要性 なし

市民アンケート結果	項目名	病院や診療所など医療機関が充実している			
	調査年度	H24年	H28年	R3年	参考順位
	満足度	-0.74	-0.61	-0.26	28/36位
	重要度	1.67	1.67	1.68	1/36位
関連するSDGs (各課回答より)	3 すべての人に健康と福祉を				

市民の声	【市民アンケートより】病院の整備を求める声が多い。以下はその例「大病院が遠い（交通の便が悪い）（市内にない）」「大学病院の誘致もそろそろ良いのではないのでしょうか。皆、伊勢崎や藤岡の病院に行っていますし、県北に大学病院を設置して頂きたいです」「専門性を有する公的総合病院（長年の市民の願い）」「夜中に救急車で運んでもらった時、ちょっと熱があった為本庄の病院はどこも受け入れてくれませんでした。悲しかったです。救急受け入れ先など充実して欲しいです」「公立の病院が無い事に不安を感じます。本庄市の市立病院を希望します」「診察検診出産と全てができる病院は1,2カ所しかなく不便」「医療機関はあるが、夜間対応、休日対応が安定していない。」一方で、健康保険料の高さを指摘する声もみられた。例「国保料が高いかと思いません」				
	「成果指標」	現状	現行通り	休日急患診療所利用者数	←問題なし
	「現状」の	現状	現行通り	病院群輪番病院受診者数	←問題なし
	項目案 (各課回答より)	成果指標/現状	現行通り	↑うち軽症患者数の割合	←問題なし

現行計画の内容 次期計画素案における変更・加除（案）

**現況と課題**

●本市は、埼玉県地域保健医療計画で定めた本庄市、児玉郡を一体とする児玉医療圏に属し、救急医療体制を組んでいます。  
 ●初期救急医療※は、休日急患診療所において、休日・年末年始の昼間、夜間及び週に1日平日の夜間に内科系の診療に対応し、外科系は休日の午前中のみ在宅当番医制で対応しています。入院を必要とする重症患者等を対象とする二次救急医療※は、児玉郡市内の5病院が年間を通じて休日の昼間と全日の夜間、輪番制で対応しています。輪番病院には、夜間に体調を崩したときなどに受診する患者も多く、本来の二次救急病院としての機能が果たされにくい状況があります。本来の二次救急の機能を果たせるように初期救急医療※体制の整備が必要です。  
 ●高度な医療を必要とする三次救急医療※や小児の二次救急医療※については、熊谷・深谷地域を含む北部保健医療圏に属し対応しています。当医療圏は、地域医療を担っている医療機関の協力のもと救急体制を組んでいますが、対応できる医療機関が少ないため医療圏内だけでの対応は難しく、他の医療圏域への搬送や、搬送時間が短い群馬県の病院へ搬送されています。市民の安全安心のために高度な医療をはじめ地域医療の充実が重要です。北部医療圏の充実を県に要望するとともに、県境を越えた体制整備についても県への働きかけを行うとともに、他の方策も研究していきます。  
 ●かかりつけ医を持っている市民の割合は35.3%でまだまだ低い状況です。市民一人ひとりがかかりつけ医を持つことは、自分の体に責任を持つことであり、適切な医療を受け健康を守るために有効です。また、市民のかかりつけ歯科医を持っている割合は76.2%ですが、60歳代で20本以上歯がある人の割合は57.7%であり、生涯にわたり健全な口腔機能を維持することができるよう普及啓発が必要です。これらのことから、できるだけ多くの市民に、かかりつけ医・かかりつけ歯科医を持っていたるよう周知啓発していく必要があります。

**現況と課題**

●本市は、埼玉県地域保健医療計画で定めた本庄市、児玉郡を一体とする児玉医療圏に属し、救急医療体制を組んでいます。  
 ●初期救急医療※については、休日急患診療所において、休日・年末年始及び週に1日平日の夜間に内科系の診療に対応し、外科系は休日の午前中のみ在宅当番医制で対応しています。入院を必要とする重症患者等を対象とする二次救急医療※については、休日の昼間と全日の夜間、児玉郡市内の6病院が年間を通じて輪番制で対応しています。一方、輪番病院には、夜間に体調を崩したときなどに受診する患者も多く、本来の二次救急病院としての機能が果たされにくい状況があることから、初期救急医療※体制の整備が必要です。  
 ●高度な医療を必要とする三次救急医療※や小児の二次救急医療※については、熊谷・深谷地域を含む北部保健医療圏に属し対応しています。当医療圏は、地域医療を担っている医療機関の協力のもと救急体制を組んでいますが、対応できる医療機関が少ないため医療圏内だけでの対応は難しく、他の医療圏域や、搬送時間が短い群馬県の病院への搬送も行われています。高度な医療をはじめ地域医療の充実に向け、北部保健医療圏の充実を県に要望するとともに、県境を越えた体制整備についても県への働きかけを行うとともに、他の方策も研究していきます。  
 ●市民一人ひとりがかかりつけ医・かかりつけ歯科医を持つことは、自分の体に責任を持つことであり、適切な医療により健康を守るために有効であるだけでなく、健全な医療保険財政の運営のためにも重要です。こうした観点から、できるだけ多くの市民に、かかりつけ医・かかりつけ歯科医を持っていたるよう周知啓発していく必要があります。

**めざす姿**

●休日や夜間の初期救急医療※体制や相談機能が充実しています。  
 ●高度な医療をはじめ地域医療体制が充実しています。  
 ●市民がかかりつけ医・かかりつけ歯科医を持ち、自ら健康管理を行っています。

←変更なし  
 ←変更なし  
 ←変更なし

施策中項目	1 初期救急医療※の充実	評価回答部署	健康推進課
	内容	●在宅当番医制により休日の午前中に外科系の診療を行っています。また、本庄市休日急患診療所において、休日・年末年始の昼間、夜間及び週に1日平日の夜間に内科系の診療を行っています。平日夜間診療日の拡充に向け協議を継続します。	

←変更あり ●在宅当番医制により休日の午前中に外科系の診療を行っています。また、本庄市休日急患診療所において、休日・年末年始の昼間、夜間及び週に1日平日の夜間に内科系の診療を行っています。



施策中項目	2 地域医療の充実	評価回答部署 健康推進課	●児玉郡市内の5病院において、内科系・外科系の夜間救急搬送受入を輪番制にて対応しています。 いつでも受け入れができるよう、体制の整備・充実に努めます。 ●小児二次救急医療※は熊谷・深谷・児玉地区の北部保健医療圏において県と連携し整備を進めています。また、休日急患診療所の後方支援病院の確保も含め、群馬県の搬送可能範囲にある小児二次救急病院との連携を進めます。 ●医療資源の確保を図るとともに、病院等の誘致の調査研究も含め、高度な医療や三次救急医療※体制の充実に向けて取り組みます。	←変更あり	●児玉郡市内の6病院において、内科系・外科系の休日・夜間救急搬送受入を輪番制にて対応しています。いつでも受け入れができるよう、体制の整備・充実に努めます。 ●小児二次救急医療※は熊谷・深谷・児玉地区の北部保健医療圏において県と連携し整備を進めています。また、休日急患診療所の後方支援病院の確保も含め、群馬県の搬送可能範囲にある小児二次救急病院との連携を進めます。 ●医療資源の確保を図るとともに、病院等の誘致の調査研究も含め、高度な医療や三次救急医療※体制の充実に向けて取り組みます。
	3 市民への啓発	評価回答部署 健康推進課、保険課	●かかりつけ医・かかりつけ歯科医の必要性についての周知啓発を図るとともに、電話相談事業により病気についての不安解消に努めることで不要な救急病院への受診を減らすよう努めます。	←変更あり	●かかりつけ医・かかりつけ歯科医の必要性についての周知啓発を図るとともに、電話相談事業により病気についての不安解消に努めることで不要な救急病院への受診を減らすよう努めます。 ●国民健康保険の健全な財政運営を図るため、加入者の資格の適正化や医療費の適正給付を推進し、ジェネリック医薬品、セルフメディケーションの普及・啓発に努めます。

協働による取組	(現行計画に記載なし)	(現時点では、非記載を想定)
---------	-------------	----------------

関連計画	計画名	期間	概要	変更有無	計画名	期間	概要
	本庄市健康づくり推進総合計画	平成28～32年度(2020年度)	健康づくりの推進に係る「健康増進計画」「食育推進計画」「歯科口腔保健推進計画」という3つの計画を包含し、取組の相乗効果と推進力を高める総合計画	←変更あり	本庄市健康づくり推進総合計画	令和3～7年度	健康づくりの推進に係る「健康増進計画」「食育推進計画」「歯科口腔保健推進計画」という3つの計画を包含し、取組の相乗効果と推進力を高める総合計画
	-			←変更あり	本庄市国民健康保険データヘルス計画	令和3～7年度	国等が示す方針を踏まえ、国民健康保険加入者の健康の増進及び健康寿命※の延伸を図り、保険財政の健全化を目指すための計画

主な事業一覧	事業名	事業概要	変更有無	事業概要
	①休日急患診療所の運営支援	○本庄市休日急患診療所において本庄市児玉郡医師会により実施されている診療を支援しています。主に内科・小児科系の初期救急医療 ※ に関し、休日の昼間と夜間に診療を実施しています。また、週1回の平日の夜間診療を実施しています(平成29年7月より実施)。	←変更なし	
	②在宅当番医制の支援	○本庄市児玉郡医師会の会員による在宅当番医制を支援しています。主に外科系の初期救急医療 ※ に関し休日の午前中対応しています。	←変更なし	
	③病院群輪番制病院の支援	○児玉郡市内の病院輪番制による夜間と休日の昼間の救急対応を支援します。また、北部医療圏(県北8市町)の三次救急医療 ※ 体制充実に向け取り組みます。	←変更あり	○児玉郡市内の病院輪番制による夜間と休日の昼間の救急対応を支援します。また、北部保健医療圏(県北8市町)の三次救急医療 ※ 体制充実に向け取り組みます。
	④北部医療圏で実施する小児救急医療の支援	○北部医療圏の小児の休日・夜間の二次救急医療 ※ を深谷赤十字病院・行田総合病院・熊谷総合病院の3病院で対応しています。県北8市町合同で、この3病院を支援しています。	←変更あり	④北部保健医療圏で実施する小児救急医療の支援 ○北部保健医療圏の小児の休日・夜間の二次救急医療 ※ を深谷赤十字病院・行田総合病院・熊谷総合病院の3病院で対応しています。県北8市町合同で、この3病院を支援しています。
	⑤小児救急医療における初期救急の県外後方支援病院の確保	○児玉郡4市町で公立藤岡総合病院および伊勢崎市民病院と協定を結び、各病院の小児二次救急医療 ※ 輪番日に、初期救急医療 ※ の後方支援を依頼します。	←変更なし	
	⑥啓発の実施	○かかりつけ医・かかりつけ歯科医の必要性についての周知啓発を図るとともに、ほんじょう健康相談ダイヤル24事業の周知を図り、市民の病気についての不安解消に努めることで不要な救急病院への受診を減らすよう努めます。	←変更なし	
	⑦医療費適正化の推進	○レセプト ※ 点検、重複・頻回受診者への指導、ジェネリック医薬品の普及を進め、医療費の適正化に努めます。また、セルフメディケーション税制 ※ の普及・啓発に努めます。	←変更あり	○国民健康保険加入者の資格の適正化や、点検員によるレセプト点検の充実・強化を図り、医療費の適正な給付に努めます。また、重複・頻回受診者に対する適正受診の普及・啓発や、ジェネリック医薬品及びセルフメディケーションの普及・啓発に努めます。

施策大項目 **4. 地域福祉の推進**

大項目名の変更必要性 なし

市民アンケート結果	項目名	障害者への支援体制や誰もが地域で支え合える体制が充実している			
	調査年度	H24年	H28年	R3年	参考順位
	満足度	-0.06	-0.17	-0.11	23/36位
	重要度	1.01	1.24	1.33	14/36位

**市民の声**

【市民アンケートより】「福祉面自助努力の推進。好ましくないが自助、共助、公助でできるだけ自助精神を推進し、努力した人に褒美など考える」「ご近所の変化に気付く街づくり。相談場所。災害等、地域での防災の把握。高齢になり独居になった時、孤独死にならないように地域の方々の協力・訪問医療の充実。両親共働きが増え子供への配慮（近所の方々が見守れるような地域）。子供から高齢がお祭りにも参加でき楽しく生きがいも、不安無く本庄市に住み続けていきたい」「現在、特に新型コロナの影響により、地域社会における分断が顕著になっておりますが、このような時こそ、隣組や自治会そして地域社会においてお互いの信頼関係をベースにした各種の施策を進めていくことが肝要であると考えます。」

【高校生アンケートより】（市のよいところとして）「地域の人との距離が近い。本庄祭りで友達に会える」（高校生が活躍できる「協働によるまちづくり」のアイデアとして）「お祭りの手伝い」「イベントの協力」

【ワークショップより】（市のよいところとして）「人とのつながりがあり、あたたかい」（自分にできることとして）「積極的に声をかける」（していくべきこととして）「婚活支援、出会いの場の創出を行ってほしい」

関連するSDGs (各課回答より)

1 貧困をなくそう
3 すべての人に健康と福祉を
4 質の高い教育をみんなに

「成果指標」「現状」の項目案 (各課回答より)

成果指標/現状	現行通り	市民後見人候補者の登録者数	←問題なし
現状	現行通り	市民後見人養成講座等受講者数	←問題なし
現状	現行通り	ボランティア登録者数	←問題なし

現行計画の内容 次期計画素案における変更・加除（案）

**現況と課題**

●急速に進む少子高齢化や社会経済情勢の変化を背景に、人のつながりの希薄化が進み、既存の福祉制度だけでは対応できない複合的かつ多様な福祉のニーズが出現し、社会的孤立、ひきこもり、自殺、貧困、虐待などの様々な課題が生じています。

●これらの課題を解決するためには、ニーズに応じた様々な形の支援を、支援対象者の生活に寄り添い継続的かつ日常的に行う必要があり、行政や関係機関・団体、専門事業者だけではなく、地域住民やボランティアも連携した幅広いネットワークが求められます。

●年齢や障害の有無にかかわらず誰もが住み慣れた地域で支え合いながら自分らしく活躍できるよう、地域住民、関係機関・団体、事業者、社会福祉協議会による主体的な支え合いの活動を支援するとともに、地域や個人の課題の発見から解決までを包括的に支援するための体制を構築する必要があります。

**現況と課題**

●急速に進む少子高齢化や社会経済情勢の変化を背景に、人のつながりの希薄化が進み、既存の福祉制度だけでは対応できない、孤立・孤独、ひきこもり、自殺、貧困、虐待またケアラー・ヤングケアラーなどの様々な課題が生じています。これらの多岐にわたる課題を解決するためには、地域住民、自治会、学校、NPO法人、福祉関係団体、ボランティア、民生委員・児童委員、行政などの地域で暮らすすべての人々がつながり合う、自助、互助、公助の仕組(ネットワーク)を作ることが必要です。

●地域の複雑化・複合化したニーズに対応するため、国では、高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について一体的に行うこと、また、地域での主体的な支え合いの活動を支援し、これらを連携させ、支援をつないでいく体制を整えるために、重層的支援体制整備事業を創設しました。今後地域の様々な課題に対応していくためには、重層的支援体制整備事業の実施に向け、現行の地域福祉計画における地域課題と一体的に推進する必要があります。

●権利擁護が必要な状態にある人が、地域で自分らしく生活を送るためには、家族を含め本人を取りまく地域の人々の理解と協力が必要不可欠です。本市では、本庄市成年後見サポートセンターにおいて、成年後見制度の周知と適切な利用の促進を図っており、今後も関係機関等と連携しながら権利擁護を推進していくことが重要です。

**めざす姿**

- 誰もが住み慣れた地域社会の中で、助け合い、支え合いながら自分らしくいきいきと暮らしています。
- 行政と関係機関・団体、地域住民等が共に協働しながら、地域の諸問題を解決する体制が整っています。

←変更なし

←変更なし

施策中項目	評価回答部署	地域福祉課
	内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本庄市社会福祉協議会の活動の支援を通じて、子育て、障害者、高齢者福祉やボランティア、結婚相談婚活など様々な地域福祉事業の実施を図ります。また、地域福祉の担い手となる事業者、関係機関・団体を支援するとともに、主体的に地域活動を行う人材育成と、団体間の連携強化に努めます。</li> <li>●保健、医療、福祉等のサービスを有機的に組み合わせ、課題の発見から解決までの一連の相談支援体制を構築します。</li> <li>●地域住民や関係機関・団体、行政等が一体となった地域福祉ネットワークづくりを推進します。</li> </ul>

←変更あり

- 本庄市社会福祉協議会の活動の支援を通じて、子育て、障害者、高齢者福祉やボランティア、結婚に向けた支援など様々な地域福祉事業の実施を図ります。また、地域福祉の担い手となる事業者、関係機関・団体を支援するとともに、主体的に地域活動を行う人材育成と、団体間の連携強化に努めます。
- 保健、医療、福祉等のサービスを有機的に組み合わせ、課題の発見から解決までの一連の相談支援体制を構築します。
- 地域住民や関係機関・団体、行政等が一体となった地域福祉ネットワークづくりを推進します。

施策中項目	2 地域福祉意識の醸成と活動の促進	評価回答部署 地域福祉課	●学校教育や社会教育を通じた福祉教育を推進する中で、地域課題に関する学習会の開催等、地域福祉活動に参加するきっかけづくりを進めるとともに、地域福祉活動への関心を高め、地域住民の主体的な参加を促すための取組を行います。 ●地域における課題を地域住民が自らの課題として主体的に捉え、解決を試みるができるよう、地域住民や自治会に加え、まちづくりに関係する事業者に対しても、意識醸成や福祉のまちづくりに必要な働きかけを行います。	←変更なし	
	3 権利擁護の推進	評価回答部署 地域福祉課	●障害や認知症等により、判断能力が不十分な人を社会全体で支え合う共生社会を実現するために、本市では成年後見制度を担う人材の育成や制度の周知を図るとともに、社会福祉協議会や成年後見制度を推進しているNPO法人等と協力しながら権利擁護を進める組織体制の整備を行います。	←変更あり	●権利擁護が必要な状態にある人が、地域で自分らしく生活を送るためには家族を含め、本人を取りまく地域の人々の理解と協力が必要不可欠です。本市では、本庄市成年後見サポートセンターにおいて、成年後見制度の周知と適切な利用の促進を図っており、今後も関係機関等と連携しながら権利擁護を推進していきます。 ●権利擁護を推進するために、障害や認知症等により判断の能力が不十分な人への支援、家族等に対する支援(ケアラー・ヤングケアラー支援)、本人や家族等を取り巻く周囲の理解の促進、地域づくりへの支援も同時に進めていきます。

協働による取組	●地域共生社会の実現に向け、行政と地域住民等の協働による地域福祉を推進します。	●地域共生社会の実現に向け、地域福祉意識の醸成を図り地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍出来る環境を整え、行政と地域住民等の協働による地域福祉を推進します。
---------	---	---

関連計画	計画名	期間	概要	変更有無	計画名	期間	概要
		本庄市地域福祉計画	平成31～35年度	本市の地域福祉の取組の方向性を示し、その推進を図るための計画	←変更あり	本庄市地域福祉計画	平成31～令和5年度
	本庄市地域福祉活動計画	平成31～35年度	本庄市地域福祉計画の理念に基づき地域福祉の具体的な取組を行う本庄市社会福祉協議会による計画	←変更あり	本庄市地域福祉活動計画	平成31～令和5年度	本庄市地域福祉計画の理念に基づき地域福祉の具体的な取組を行う本庄市社会福祉協議会による計画
	本庄市障害者計画	平成30～35年度	障害のある人のための施策に関する基本的な事項を定める計画	←変更なし			
	本庄市障害福祉計画・本庄市障害児福祉計画	平成30～32年度	本庄市障害者計画中の生活支援に関わる事項のうちで、障害福祉サービスに関する具体的な取組を行う計画	←変更あり	本庄市障害福祉計画・本庄市障害児福祉計画	令和3～5年度	本庄市障害者計画中の生活支援に関わる事項のうちで、障害福祉サービスに関する具体的な取組を行う計画
	本庄市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画	平成30～32年度	本市の介護保険の安定運営と保健福祉の充実を図るための計画	←変更あり	本庄市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画	令和3～5年度	本市における高齢者の福祉の増進と介護保険事業の円滑な実施を図るための計画
	本庄市子ども・子育て支援事業計画	平成27～31年度	子ども・子育て支援法に基づき策定した5年を一期とする子育て支援サービスの確保方策等の計画	←変更あり	本庄市子ども・子育て支援事業計画	令和2～6年度	子ども・子育て支援法に基づき策定した5年を一期とする子育て支援サービスの確保方策等の計画

主な事業一覧(資料編)	事業名	事業概要	変更有無	事業概要
	①権利擁護の推進	○市民後見人の育成及び後見相談事業を実施します。また、権利擁護の推進拠点を整備します。	←変更あり	○本庄市成年後見サポートセンターを中心に、成年後見制度の周知・啓発、市民後見人の養成、後見相談事業を行い成年後見制度の適切な利用・促進を図ります。また、権利擁護を推進するために障害や認知症等により判断の能力が不十分な人への支援、家族等に対する支援(ケアラー・ヤングケアラー支援)、本人や家族等を取り巻く周囲の理解の促進、地域づくりへの支援も同時に進めていきます。
	②社会福祉協議会運営補助事業	○地域福祉活動事業など地域福祉の拠点としての役割を果たしている本庄市社会福祉協議会へ運営費の補助を行います。	←変更なし	
	③民生委員活動事業	○地域住民の身近な相談者であり、障害のある人、高齢者、生活困窮者及び子育て世帯の支援活動を行っている民生委員・児童委員協議会の活動支援を推進します。	←変更あり	○障害者、高齢者、子育て世帯や生活困窮者等多様な生活上の困りごとを抱える人の身近な相談相手となり、支援を必要とする住民と行政や専門機関を繋ぐパイプ役を努めている民生委員・児童委員協議会の活動支援を推進します。
④地域支え合いの推進	○市や関係機関、団体、地域住民が互いに支え合いながら、誰もが安心して暮らすことのできる地域づくりを推進します。	←変更なし		

施策大項目 **5. 高齢者福祉の充実**

大項目名の変更必要性 なし

市民アンケート結果	項目名	高齢者が生きがいをもって暮らせる体制が充実している			
	調査年度	H24年	H28年	R3年	参考順位
	満足度	-0.20	-0.16	-0.14	24/36位
	重要度	1.25	1.23	1.30	15/36位

**市民の声**

【市民アンケートより】「高齢者一人一人の健康管理に対する意識力を高め、すぐに医者・クスリ依存の感覚を小さくしていけるような施策を推し進めて欲しいと思っています」「85歳の方バイクで出かけている。もっとお年寄りが集まって自分の足で歩いて出かける場所を作ってあげて欲しい」「インターネットを利用した行政サービスをしているが、高齢者に届いているのか。インターネットや通知で独居・認知症の人に対し、どれだけの人が理解出来るか。在宅医療を行うにあたり、訪問医療の充実し、在宅看取りが出来るような本庄市になって欲しい」「幼児児童、老人が自由に交流出来る場、機会を行政中心で催して頂けたら親も安心して子供をそういう場に送り出せるし、老人もその人、各々の持ち味を出して自分の智恵を子供達に伝承出来るのではないかと思う」「市民講座を積極的に活用している方も多数いらっしゃいますが、活用していない方もいる（又は、知らない）ので、第2の人生を向かえる60代の方、市の取り組みなどをまとめたリーフレットを配布するのは如何かなと思います（おまけにチケットでお試し券など）」

【高校生アンケートより】（高校生が活躍できる「協働によるまちづくり」のアイデアとして）「お年寄りの手助け」

関連するSDGs (各課回答より)

3	すべての人に健康と福祉を
8	働きがいも経済成長も

「成果指標」「現状」の項目案 (各課回答より)	成果指標/現状	現行通り	シルバー人材センターの会員数	←問題なし	
	成果指標/現状	現行通り	筋力アップ教室参加者数	←要変更	はにぼん筋力トレーニング教室参加者数
	現状	現行通り	筋力アップ教室教室数	←要変更	はにぼん筋力トレーニング教室教室数

現行計画の内容 次期計画素案における変更・加除（案）

**現況と課題**

- 本市の高齢化率※は、平成27年の国勢調査によると26.9%でしたが、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年(2025年)には30%を超えて、その後も高齢化はさらに高まるものと予想されています。高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするため、医療・介護・予防・住まい・生活支援の5つのサービスを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」を整備充実する必要があります。
- 高齢化の進行に伴い、要介護者が増大し、介護保険給付や高齢者福祉サービスの需要が大きくなる一方、少子化の進行で介護・福祉サービスを支える現役世代の減少が予想されます。高齢者が可能な限り要介護状態にならないようにするため、介護予防や生きがいづくりを推進して、高齢者の心身の健康の増進を図る必要があります。
- 高齢者の中にはボランティア活動等を通じて社会に参加したいと考える人も増えてきています。高齢者の自己実現の要求に応えるため、ボランティアへの参加支援、就労機会の拡大などを推進し、元気な高齢者が、生涯現役として活躍できるよう支援していくことが必要です。
- 高齢化の進行と同時に、単身高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者が増加しています。地域において自立した日常生活を営むことができるように、地域社会と高齢者のつながりを強めて高齢者の孤立を防ぐなど、地域で高齢者を支え合う環境を整えることが必要になっています。また、高齢者の権利擁護を推進するため、高齢者虐待への速やかな対応や成年後見制度の利用拡大を図る必要があります。

**現況と課題**

- 高齢化率※の継続的な上昇が見込まれる中で、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするため、医療・介護・予防・住まい・生活支援の5つのサービスを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の深化を推進する必要があります。
- 高齢化の進行に伴い、要介護者が増大し、介護保険給付や高齢者福祉サービスの需要が大きくなる一方、少子化の進行で介護・福祉サービスを支える現役世代の減少が見込まれます。高齢者が可能な限り要介護状態にならないようにするため、健康づくりや介護予防を推進して、高齢者の心身の健康の増進を図る必要があります。
- 高齢者の中にはボランティア活動や就労等を通じて、社会参加への意欲を持つ方も増えてきています。高齢者の自己実現の要求に応えるため、生きがいづくりとして、地域活動、ボランティア活動への参加を支援するとともに、就労機会の拡大など、元気な高齢者が、生涯現役として活躍できる体制を整えていくことが必要です。
- 高齢化の進行と同時に、単身高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者が増加しています。地域において自立した日常生活を営むことができるように、地域社会と高齢者のつながりを強めて高齢者の孤立を防ぐなど、共に支え合う地域共生社会の実現を目指すことが必要です。また、高齢者の権利擁護を推進するため、高齢者虐待への速やかな対応や成年後見制度の周知・啓発、利用促進を図る必要があります。

めざす姿

●多くの高齢者が住み慣れた地域で元気に安心して暮らしています。	←変更なし
●介護予防の取組が充実し、高齢者の心身の健康が増進されています。	←変更あり ●介護予防の取組が充実し、高齢者の健康寿命が延伸しています。
●高齢者が積極的に社会参加をし、自らの能力や経験を発揮しています。	←変更なし
●高齢者が地域ぐるみで支えられ、その権利が擁護されています。	←変更なし

施策中項目	1 介護予防の推進	評価回答部署 介護保険課、保険課、健康推進課、地域福祉課	内容 ●市民と行政が協働して、高齢者の健康づくりと介護予防を一体的に推進し、高齢者の心身の健康の増進を図り、医療や介護が必要な状態になることを可能な限り防止します。	←変更あり	●市民と行政が協働して、高齢者の健康づくりと介護予防を一体的に推進し、地域でできる限り自立した日常生活を営めるよう、要介護状態の発生や悪化をできる限り防ぐとともに、その軽減を目指します。 ●国民健康保険データベース(KDB)システム等を活用し、地域の健康課題の分析と対象者の把握、高齢者に対する個別的支援と通いの場等への積極的な関与を行い、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組みます。
	2 介護・福祉のサービスの連携と充実	評価回答部署 介護保険課、地域福祉課、生活支援課	内容 ●地域包括支援センターの機能の充実を図るなど、地域包括ケアシステムのサービス基盤を整備します。	←変更あり	●地域包括支援センターの機能の充実を図るなど、地域包括ケアシステムの更なる深化を進めます。

施策中項目	3 社会参加・生きがいづくりの促進	評価回答部署 地域福祉課	内容 ●老人クラブや生涯学習の充実で高齢者の生きがいを増進するとともに、地域活動やボランティア活動、高齢者が高齢者を支える互助・共助の生活支援サービスの整備、就労機会の拡大など、高齢者が活躍できる場の創出と充実を努めて、高齢者の社会参加を促進します。	←変更あり	●老人クラブ、高齢者サロン等の参加支援、活動支援や生涯学習の充実を図ることで高齢者の生きがいを増進します。 ●見守りや外出支援などの生活支援サービスを整備し、地域の支え合い活動を推進していきます。 ●高齢者が地域活動、ボランティア活動等の担い手として活躍できる場の創出と充実を努めます。また就労機会の拡大を図るなど、高齢者の社会参加を促進します。		
	4 ともに生きる豊かな地域社会づくり	評価回答部署 介護保険課、地域福祉課、生活支援課	内容 ●市民の理解と協力のもと、地域の活動者やボランティアなどの人的資源を積極的に活用して連携し、地域で支え合い、高齢者が安心して生活でき、加齢に伴う心身の機能低下を理由に社会的弱者とされない、障壁のないまちづくりに努めます。また、高齢者虐待への対応や成年後見制度の利用拡大を図り、高齢者の権利擁護を推進します。	←変更あり	●市民の理解と協力のもと、地域の活動者やボランティアなどと連携し、高齢者が住み慣れた地域で、お互いに支え合いながら安心して自立した生活を送ることができるよう、社会的にも、心理的にも障壁の無いバリアフリーのまちづくりに努めます。 ●高齢者虐待への対応や成年後見制度の周知・啓発、利用促進を図り、高齢者の権利擁護を推進します。 ●認知症サポーターの養成や、チームオレンジ※の整備、認知症カフェの設置促進など、地域において認知症の人とその家族を支える取組を推進します。		
協働による取組		●市民と協働しての地域ぐるみの健康づくりと介護予防に取り組みます。 ●自助・互助・共助による高齢者福祉の仕組みづくりに取り組みます。 ●認知症の人の見守り、高齢者虐待、高齢者の孤立、トラブルの防止など、高齢者を総合的に見守るネットワークを市民や地域の様々な組織や団体と協働して構築します。 ●関係団体と連携し、児童の登下校の見守り活動など高齢者の社会参加を促進します。		●地域住民同士の支え合い等について協議する生活支援体制整備事業※における協議体の運営推進、介護予防や生活支援、認知症サポーターの養成等を通し、市民との協働による地域ぐるみの健康づくりと介護予防に取り組みます。 ●認知症の人の見守り、高齢者虐待、高齢者の孤立、トラブルの防止など、高齢者を総合的に見守るネットワークを市民や地域の様々な組織や団体と協働して構築します。 ●関係団体と連携し、児童の登下校の見守り活動など高齢者の社会参加を促進します。			
関連計画	計画名	期間	概要	変更有無	計画名	期間	概要
	本庄市地域福祉計画	平成31～35年度	本市の地域福祉の取組の方向性を示し、その推進を図るための計画	←変更あり	本庄市地域福祉計画	平成31～令和5年度	本市の地域福祉の取組の方向性を示し、その推進を図るための計画
	本庄市地域福祉活動計画	平成31～35年度	本庄市地域福祉計画の理念に基づき地域福祉の具体的な取組を行う本庄市社会福祉協議会による計画	←変更あり	本庄市地域福祉活動計画	平成31～令和5年度	本庄市地域福祉計画の理念に基づき地域福祉の具体的な取組を行う本庄市社会福祉協議会による計画
	本庄市障害者計画	平成30～35年度	障害のある人のための施策に関する基本的な事項を定める計画	←変更あり	本庄市障害者計画	平成30～令和5年度	障害のある人のための施策に関する基本的な事項を定める計画
	本庄市障害福祉計画・本庄市障害児福祉計画	平成30～32年度	本庄市障害者計画中の生活支援に関わる事項のうちで、障害福祉サービスに関する具体的な取組を行う計画	←変更あり	本庄市障害福祉計画・本庄市障害児福祉計画	令和3～5年度	本庄市障害者計画中の生活支援に関わる事項のうちで、障害福祉サービスに関する具体的な取組を行う計画
	本庄市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画	平成30～32年度	本市の介護保険の安定運営と保健福祉の充実を図るための計画	←変更あり	本庄市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画	令和3～5年度	本市における高齢者の福祉の増進と介護保険事業の円滑な実施を図るための計画
本庄市健康づくり推進総合計画	平成28～32年度	健康づくりの推進に係る「健康増進計画」「食育推進計画」「歯科口腔保健推進計画」という3つの計画を包含し、取組の相乗効果と推進力を高める総合計画	←変更あり	本庄市健康づくり推進総合計画	令和3～7年度	健康づくりの推進に係る「健康増進計画」「食育推進計画」「歯科口腔保健推進計画」という3つの計画を包含し、取組の相乗効果と推進力を高める総合計画	

	事業名	事業概要	変更有無	事業概要
主な事業一覧 (資料編)	①介護予防の推進	○筋力アップトレーニング、口腔ケア、脳の健康教室などの多彩な介護予防事業を充実し、高齢者の心身の健康増進を図ります。	←変更あり	○はにぼん筋力トレーニング教室、はにぼんお口の健康体操、あたまとからだの健康教室などの多彩な事業を充実し、高齢者の心身の健康づくりと介護予防を推進します。
	②地域包括支援センターの充実	○地域包括ケアシステムの中核施設である地域包括支援センターの高齢者の総合相談、介護予防、権利擁護、認知症支援、在宅医療・介護連携、地域ケア会議などの機能をさらに充実します。	←変更あり	○医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に推進する地域包括ケアシステムの中核施設である地域包括支援センターについて、更なる機能の強化を図ります。
	③介護予防・日常生活支援総合事業の充実	○高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らすために、地域の固有の状況に対応した多様な担い手による新たな日常生活支援サービスの充実を図ります。	←変更あり	○高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らすために、地域の多様な主体を活用し、地域ニーズに合ったサービスの創出等により、サービスの充実を図ります。
	④高齢者の権利擁護の推進	○認知症高齢者への支援、高齢者虐待への速やかな対応、市民後見人育成を通じた成年後見の利用拡大などに努め、高齢者の権利擁護を推進します。	←変更なし	
	⑤生きがいづくりの推進	○シルバー人材センター等の就業機会の充実、自発的な学習活動としての生涯学習、生きがいスポーツ活動の支援を進めます。	←変更あり	○シルバー人材センター等の就業機会の充実、生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動等、社会参加・生きがいづくりの支援を進めます。
	⑥老人クラブ活動への支援	○高齢者の社会参加・地域活動等が健康増進や地域住民との交流に役立つため、補助を行い活動の支援を進めます。	←変更なし	
	⑦在宅医療・介護連携の推進	○医療が必要な高齢者が可能な限り住み慣れた居宅で生活できるように、医療・介護・福祉のサービスを連携して提供します。	←変更あり	○医療と介護を必要とする高齢者に、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するため、医療・介護の連携を進めるとともに在宅医療の一層の充実を図ります。また、本人が自分らしい最期を迎えるための看取り介護のニーズへの対応を進めます。
	⑧認知症高齢者の支援	○認知症初期集中支援チームによる早期対応、認知症カフェの開催、認知症地域生活推進員による生活支援、地域が連携しての見守りネットワークの構築などにより認知症の人を総合的に支援します。	←変更あり	○認知症の人とその家族が安心して地域で暮らせるように、認知症に関する普及啓発の推進、早期発見・早期対応の体制整備、認知症地域支援推進員が中心となって行う地域の支援機関とのネットワーク形成や支援体制の構築などにより、総合的に支援します。
	⑨高齢者支え合いの推進	○高齢者が地域の中で孤立することなく安心して暮らせるよう、「見守り活動」や「サロン」による地域福祉活動の充実を図るため、事業主体となる本庄市社会福祉協議会への支援を進めます。	←変更なし	
	⑩在宅の要介護者を介護している家族等へのサービスの充実化	○在宅の要介護者を抱える家庭の負担を軽減するためサービスの充実を図ります。	←変更なし	
			新規	⑪生活支援サービスの体制整備 ○地域で不足するサービスの担い手の養成やサービスの提供主体間のネットワークの構築など、多様なサービスを提供できる体制整備を図ります。

施策大項目 **6. 障害者福祉の推進**

大項目名の変更必要性	なし
------------	----

市民アンケート結果	項目名	障害者への支援体制や誰もが地域で支え合える体制が充実している			
	調査年度	H24年	H28年	R3年	参考順位
	満足度	-0.06	-0.17	-0.11	23/36位
	重要度	1.01	1.24	1.33	14/36位

市民の声	<p><b>【市民アンケートより】</b>「健常者も障害者もお年寄りも子供も若者も安心して暮らせる街にしたいです」「障害者の活躍できる環境を作って欲しい。(中略) 誰が障害のある娘を面倒見るのか不安です。このアンケートには本人娘は答えられてません。母親が代筆しています」「障害者への意識(いじめ)」</p> <p>「障害者や高齢者に向けた、交通施設や建築物の配慮が不十分である」</p> <p><b>【ワークショップより】</b>(どんなまちになるとよいか)「弱者にやさしいまち(バリアフリー)」(そのためにすべきこと)「パラ競技の大会開催」「多目的トイレ・車いすトイレ、街の中のバリアフリーチェック(車いす利用者と一緒に)・マップ作成」「ダイバーシティへの(多様性)理解促進」「障がい者との交流会の開催、車いす体験」</p>
------	---

関連するSDGs(各課回答より)	3 すべての人に健康と福祉を
------------------	----------------

「成果指標」「現状」の項目案(各課回答より)	成果指標/現状	現行通り	障害者雇用率		

現行計画の内容 次期計画素案における変更・加除(案)

**現況と課題**

●障害者施策の新たな展開のために、「障害者自立支援法」に代わり、平成25年4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)が施行されました。これにより障害福祉サービスの対象の拡大と拡充が図られました。そのために障害福祉サービス等に対する需要は年々増えています。特に精神障害や知的障害に関わるケースが際立っています。また、複合的な課題を抱えたケースも増加傾向にあります。これに対応するために、本市においても、様々なサービスを提供しています。

●障害者施策において「障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として相互に尊重される共生社会の実現」という理念のもとで、障害のある人が障害を克服して、安心していきいきと暮らせ、活躍の場が確保され、地域社会の一員として尊重されるノーマライゼーション※を叶えるためには、障害福祉サービス等の充実と体制づくりが重要です。

●また、本市は、特に目にハンディキャップを抱えながらも、群書類従の編纂さんという偉業を成し遂げた塙保己一の生誕の地です。その偉業に関わり、惜しみない力添えをした人々にも深く思いを寄せつつノーマライゼーション※を推し進め、共生社会の実現を図っていきます。

●そのためには、障害のある人のニーズを的確に捉え、介護給付などの障害福祉サービスを充実させ、就労支援体制の確保や権利擁護の推進を図るとともに、障害者に対する理解を深めるための交流・啓発事業を実施します。また、これらの施策は、医療や生活支援などの他の部門との関わりも深く、その整合性を図るために、関係機関や地域住民との有機的な連携・協力を進めていきます。

**現況と課題**

●「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)の施行後8年が経過し、本市においても障害福祉サービス等の需要は年々増えています。また、特に障害児に対する通所支援サービス等の利用が大きく増加している中、良質なサービスを確保するとともに、関係機関による支援体制の整備が急務です。

●障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域でともに暮らしていくことのできる地域共生社会を構築するためには、障害のある人への理解を促進し、すべての市民が一個人として尊重されるとともに、バリアフリー化を推進するなど安心して暮らしやすい生活環境の整備を図る必要があります。

●本市は特に、視覚に障害を抱えながらも群書類従の編纂(さん)という偉業を成し遂げた塙保己一の生誕の地です。その偉業に関わり、惜しみない力添えをした人々にも深く思いを寄せつつ、ノーマライゼーション※を推し進める必要があります。

●精神障害や知的障害に関わる相談が多く、また高齢者や子どもとの関わりなど複合的な課題を抱えた案件が増加傾向にあります。医療や生活支援を行う関係機関や地域との連携・協力を進めていく必要があります。

●関係機関で連携し障害のある人の就労支援を推進していますが、障害のある人の適性に応じた就労支援体制を更に充実していく必要があります。

めざす姿	●障害のある人が、地域において等しく権利を享有して、日常生活や社会生活の中で個人として尊重された暮らしをしています。
------	--

←変更なし	
-------	--

施策中項目	1 社会参加と交流の推進	評価回答部署	障害福祉課
		内容	●障がい者就労支援センターの活動により、障害のある人の就労機会の拡大を図るとともに、障害者就労施設からの物品購入等を進め、その自立の手助けをします。あわせて、生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動への参加を促し、「ふれ愛祭」や「老人・障害者スポーツ大会」の開催や障害者地域活動支援センターの設置により地域での交流を積極的に推進します。
	2 自立支援給付等の充実	評価回答部署	障害福祉課
		内容	●引き続き介護給付や訓練等給付、自立支援医療、補装具支給の充実を図るとともに、需要に見合った事業所の確保に努め、障害のある人のニーズや障害程度に応じたサービス提供を行い、障害のある人の日常生活や社会生活の充実に取り組みます。

←変更あり	●障がい者就労支援センターの活動等により障害のある人の就労機会の拡大を図るとともに、障害者就労施設からの物品購入等を進め、その自立を支援します。
←変更あり	●生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動への参加支援や、「ふれ愛祭」や「老人・障害者スポーツ大会」の開催など、地域での交流を積極的に推進します。また、障害や障害のある人への理解を促進します。
←変更あり	●サービスを利用するための計画相談支援、自宅や施設で介護の支援を受ける介護給付、リハビリテーションや就労に向けた訓練等給付、心身の障害や医療費の自己負担を軽減するための自立支援医療、補装具支給の充実を図るとともに、需要に見合った事業所の確保に努め、日常生活や社会生活の充実に取り組みます。
←変更あり	●障害のある児童の発達を支援する障害児通所支援サービスの充実を図るとともに、支援体制の整備を推進します。

施策中項目	3 地域生活支援の充実	評価回答部署 障害福祉課	内容 ●相談支援や意思疎通支援、日常生活用具の給付等、成年後見制度利用支援などの事業を行うことによって、地域の状況に応じたサービスを提供し、障害のある人が地域においていきいきと生活ができるような施策を推進します。あわせて、相談支援の中核となる障害者基幹相談支援センターの設立を目指し、円滑な相談支援を推進します。	←変更あり	●相談支援や意思疎通支援、日常生活用具の給付、成年後見制度利用支援など、地域の状況に応じたサービスを提するとともにバリアフリー化を推進するなど障害のある人が住み慣れた地域でいきいきと生活ができるよう生活環境の整備を図ります。 ●相談支援の中核となる障害者基幹相談支援センターを設立し、円滑な相談支援を推進するとともに、緊急時への対応や地域移行への支援を行う地域生活支援拠点等の整備を推進します。
	4 関係機関等との連携	評価回答部署 障害福祉課	内容 ●障害者自立支援協議会の活性化により、障害者団体、事業者、行政などの関係機関間で情報共有を図り、協働により障害のある人の手助けとなる施策を推進します。	←変更あり	●障害者自立支援協議会の活動をとおり、障害者団体、事業者、行政などの関係機関間で情報共有を図り、協働により障害のある人を支援する体制の強化を図ります。 ●精神障害者が地域の一員として安心して暮らせるよう、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。

協働による取組	●障害者自立支援協議会の設立により、関係機関間での情報共有がスムーズとなり、障害のある人の処遇につき協働・連携して事に当たれる環境が整いました。今後は、これを基に社会福祉法人やNPO法人等の民間団体との間に構築された協力関係のもとに、虐待・差別も含めた個別ケースの問題解決に取り組むとともに、これらの団体と連携して、障害のある人の社会参加の促進に努めます。	●障害者自立支援協議会を引き続き運営し、社会福祉法人やNPO法人等の民間団体との間に構築された協力関係のもとに、虐待・差別も含めた個別ケースの問題解決に取り組むとともに、障害のある人の社会参加の促進に努めます。また、「ふれ愛祭」などの交流事業を団体や事業所等との協働により実施し、障害の有無を超えたつながりを深めます。
---------	--	---

	計画名	期間	概要	変更有無	計画名	期間	概要
関連計画	本庄市地域福祉計画	平成31～35年度	本市の地域福祉の取組の方向性を示し、その推進を図るための計画	←変更あり	本庄市地域福祉計画	平成31～令和5年度	本市の地域福祉の取組の方向性を示し、その推進を図るための計画
	本庄市地域福祉活動計画	平成31～35年度	本庄市地域福祉計画の理念に基づき地域福祉の具体的な取組を行う本庄市社会福祉協議会による計画	←変更あり	本庄市地域福祉活動計画	平成31～令和5年度	本庄市地域福祉計画の理念に基づき地域福祉の具体的な取組を行う本庄市社会福祉協議会による計画
	本庄市障害者計画	平成30～35年度	障害のある人のための施策に関する基本的な事項を定める計画	←変更あり	本庄市障害者計画	平成30～令和5年度	障害のある人のための施策に関する基本的な事項を定める計画
	本庄市障害福祉計画・本庄市障害児福祉計画	平成30～32年度	本庄市障害者計画中の生活支援に関わる事項のうちで、障害福祉サービスに関する具体的な取組を行う計画	←変更あり	本庄市障害福祉計画・本庄市障害児福祉計画	令和3～5年度	障害福祉サービス・障害児通所支援等に関する具体的な取組を行う計画
	本庄市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画	平成30～32年度	本市の介護保険の安定運営と保健福祉の充実を図るための計画	←変更あり	本庄市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画	令和3～5年度	本市の介護保険の安定運営と保健福祉の充実を図るための計画
	本庄市健康づくり推進総合計画	平成28～32年度	健康づくりの推進に係る「健康増進計画」「食育推進計画」「歯科口腔保健推進計画」という3つの計画を包含し、取組の相乗効果と推進力を高める総合計画	←変更あり	本庄市健康づくり推進総合計画	令和3～7年度	健康づくりの推進に係る「健康増進計画」「食育推進計画」「歯科口腔保健推進計画」という3つの計画を包含し、取組の相乗効果と推進力を高める総合計画



	事業名	事業概要	変更有無	事業概要
主な事業一覧 (資料編)	①障害者の社会参加を促進	○障害のある人の社会参加を促進するため、活動場所の提供や障害者団体への活動支援を行います。	←変更なし	
	②ふれ愛祭の開催を支援	○障害のある人の日頃の活動成果発表と交流を目的に開催しており、約50団体の代表者が実行委員として主催します。	←変更あり	②理解促進事業の推進 ○障害や障害のある人への理解を促進する啓発事業等を実施します。また、障害のある人の日頃の活動成果の発表と、啓発交流事業としてふれ愛祭の開催を支援します。
	③障害者との意思疎通を支援	○聴覚及び音声・言語障害のある人のコミュニケーション手段を確保するために、タブレット端末 ※ の設置や手話通訳者、要約筆記者の派遣を行います。	←変更なし	
	④自立支援給付の実施	○居宅介護や生活介護、施設入所支援などの介護給付や自立訓練や就労移行支援、共同生活援助などの訓練等給付を行います。	←変更あり	○自宅や施設で介護の支援を受ける介護給付、リハビリテーションや就労に向けた訓練等給付、自立支援医療、補装具支給、障害のある児童の発達や自立を支援するための通所や入所支援等の給付を行います。
	⑤障害者地域活動支援センター活動の促進	○障害のある人がいきいきとした生活ができるように、創作的活動や生産活動の機会を提供するとともに、地域との交流を図ります。	←変更なし	
	⑥障害者相談支援の推進	○障害のある人の相談支援事業を社会福祉法人(指定相談支援事業者)へ委託し、相談支援体制を整え、必要な情報提供等の支援を行います。	←変更あり	○相談支援事業を社会福祉法人へ委託し、相談支援体制を整え、必要な情報提供等の支援を行います。またその中核となる基幹相談支援センターを設置し、円滑な相談支援を推進します。
	⑦日常生活用具給付等の実施	○障害のある人の利便性を図るため、必要に応じて特殊寝台や聴覚障害者用通信装置(FAX等)などの日常生活用具の給付や貸与を行います。	←変更なし	
	⑧重度心身障害者医療費支給の実施	○重度の心身障害のある人が医療機関等に受診したときに、医療費等の自己負担分を助成します。	←変更あり	○重度の心身障害がある人の経済的負担を軽減するため、医療機関等を受診したときの医療費等の自己負担分を助成します。
	⑨障害者就労支援の促進	○NPO法人児玉郡市障がい者就労支援センターへの事業委託により、広く企業に対する障害者雇用促進の働きかけを行うとともに、障害のある人の適性に応じた就労と職場での定着を支援します。	←変更あり	○障害者雇用を促進するため、地域で連携し広く企業に対する働きかけや訓練の場の充実を図ります。また障がい者就労支援センターにおいて、障害のある人が安心して働けるように適性に応じた就労と職場での定着を支援します。
	⑩障害者権利擁護の推進	○虐待・差別事象への速やかな対応を図るとともに、精神障害者や知的障害者への後見支援を行い、障害のある人の権利擁護を推進します。	←変更あり	○虐待・差別事案への速やかな対応を図るとともに、精神障害者や知的障害者への後見制度利用支援等を行い、障害のある人の権利擁護を推進します。

施策大項目	<b>7. 生活困窮者等の支援</b>	大項目名の変更必要性	なし
-------	---------------------	------------	----

市民アンケート結果	項目名	障害者への支援体制や誰もが地域で支え合える体制が充実している			
	調査年度	H24年	H28年	R3年	参考順位
	満足度	-0.06	-0.17	-0.11	23/36位
	重要度	1.01	1.24	1.33	14/36位

市民の声	【市民アンケートより】「働ける年代の人で生活保護を受けている人達が居た様だったが、空き地（市の管理）等で農業するなり、契約した工場などで、出来る仕事をするのが良いと思います。時間的に長いのは無理な時は、人に応じて半日でも、週5日、そして給料を支給、足りない分は補助金を出し、働く喜びと市の予算の削減にもなる。農家の人の協力と市の職員さんの仕事も必要になるけど、長い期間では有効だと思います。」			
------	--	--	--	--

関連するSDGs (各課回答より)	1 貧困をなくそう
	2 飢餓をゼロに
	3 すべての人に健康と福祉を

「成果指標」「現状」の項目案 (各課回答より)	成果指標/現状	現行通り	生活保護自立推進率		
			↑就労年齢層（概ね15歳～65歳）のいる保護世帯のうち、就労等により自立（保護廃止）した世帯数の率		
	成果指標/現状			←新規案	生活困窮者自立推進率
					↑就労支援を実施している生活困窮者のうち、新たに就労した人の率

現行計画の内容	次期計画素案における変更・加除（案）
---------	--------------------

**現況と課題**

●少子高齢化に代表される急激な社会構造や経済の変化、生活環境における人間関係の希薄化などを背景に、生きづらさを抱え、経済的にも困窮している人、いわゆる生活困窮者等が全国的に増加しており、本市においてもその傾向にあります。また、新たにひきこもりや貧困の連鎖といった課題も顕在化してきています。

●本市では、これまで、生活困窮者等への施策として、「生活困窮者自立支援法」や「生活保護法」に基づき、経済的困窮だけでなく、生活上の様々な困りごとや不安を抱えた人の相談をワンストップで受け付け、制度の適正運用を進め、事態が深刻化する前に適切な支援につなげるとともに、安定した生活の実現と自立の促進に取り組んできました。

●生活困窮等に至る要因は、複合的でその課題が多分野にわたっています。このことから、その課題の解決には、行政だけではなく、専門的ケアを含め、様々な主体の関わりが一層求められています。また、誰もが住み慣れた地域で、安心して自立した生活を送ることができる地域づくりの観点から、生活困窮者の受け皿となり、共に支え合える地域の存在が重要となっています。

●これらを踏まえ、ひきこもりや貧困の連鎖といった新たな課題を含め、生活困窮者等の自立と安定した生活の実現に向けた施策の的確な実施を図るとともに、生活困窮者等を含めた誰もが、生活の様々な場面でつながりを持ちつつ、安心して生活を送ることができる地域づくりを進める必要があります。

●このため、潜在的な支援対象者の早期発見に努めつつ、支援を必要とする人の生活に寄り添った継続的・日常的な支援を行うとともに、多様なケースに対応するため、より実効性の高い関係機関との連携体制の構築に取り組めます。また、市民の理解と協力を得つつ協働して、生活困窮者等とともに暮らしやすい地域づくりを進めます。

**現況と課題**

●生活困窮等に至る要因は、複合的でその課題が多分野にわたっていることから、課題の解決に向けては、行政だけではなく、専門的ケアを含めた様々な主体の関わりが一層求められます。本市では、令和4年度に福祉分野の複合的な課題や制度の狭間(はざま)のニーズに対し、組織的連携や支援を行うため、総合相談窓口を新たに設置し、生活困窮、ひきこもり等も含めて、縦割りではない分野横断的な対応、関係する機関や地域社会と連携した支援を図っています。

●生活困窮やひきこもり等といった課題に関して、自立と安定した生活の実現に向けた施策の的確な実施を図るとともに、生活困窮者等を含めた誰もが、生活の様々な場面で地域とのつながりを持ちつつ安心して生活を送ることができるよう、地域づくりを進める必要があります。このため、自ら声を上げられないような潜在的に支援を必要とする人への早期発見はより重要になります。支援を必要とする人の生活に寄り添った継続的・日常的な支援には、行政のみならず保健、医療、教育、福祉等の関係機関とともに、地域の民生委員・児童委員をはじめとする市民やボランティア団体などと連携体制の構築が求められます。また、市民の理解を得つつ協働して、生活に困窮されている方も、ともに暮らしやすい地域づくりを進めることが求められます。

**めざす姿**

●生活困窮者等の自立に向け、行政と関係機関、地域住民等が協働して支え合っています。

←変更なし

**新規**

●市民が抱えている福祉に関する様々な困りごとについて、総合相談窓口で適切な相談・支援を実施しています。

施策中項目	1 生活困窮者等への支援	評価回答部署	生活支援課
		内容	<p>●生活に困窮する人や困窮するおそれのある人の相談をワンストップで受け付けるとともに、潜在的な支援対象者の早期発見に努め、関係する機関等と連携してきめ細かな支援を行います。特に、貧困の連鎖を予防するため、支援対象世帯の子どもには将来の自立に向けた基礎能力の習得を支援します。</p> <p>●生活保護世帯に対しては、生活状況を把握しつつ就労支援や社会参加等の支援を行い、自立を促進します。</p> <p>●こうした取組をひとつの受け皿として、地域社会と連携し、若者のみならず、中高年も含めたひきこもりなどの課題への対応を進めます。</p>
施策中項目	2 支援への理解を深める取組と支援ネットワークづくり	評価回答部署	生活支援課、地域福祉課
		内容	<p>●生活困窮者への支援のためには、行政のみならず、保健、医療、教育、福祉等の関係機関とともに、地域の民生委員・児童委員をはじめとする市民やボランティア団体などとの協働が必要不可欠です。特に、自ら声を上げられないような潜在的に支援を必要とする人への早期支援は、より重要となります。このため、支援制度への理解を深める取組として、あらゆる機会を捉え、制度や現状を丁寧に説明し、協働を働きかける取組を進め、それぞれが生活困窮者を支える当事者意識を持った、横断的な支援のネットワークの形成に取り組めます。</p>

←変更あり

●生活に困窮する人や困窮するおそれのある人の相談をワンストップで受け付けるとともに、潜在的な支援対象者の早期発見に努め、関係する機関等と連携してきめ細かな支援を行います。特に、貧困の連鎖を予防するため、支援対象世帯の子どもには将来の自立に向けた学力・基礎能力の習得や自己肯定感を育むことができるよう支援します。

●生活保護世帯に対しては、生活状況を把握しつつ就労支援や社会参加等の支援を行い、自立を促進します。

●こうした取組をひとつの受け皿として、地域社会と連携し、若者のみならず、中高年も含めたひきこもりなどの課題への対応を進めます。

←変更あり

●支援制度への理解を深める取組として、あらゆる機会を捉え、制度や現状を丁寧に説明し、協働を働きかける取組を進め、それぞれが生活困窮者を支える当事者意識を持った、横断的な支援のネットワークの形成に取り組めます。

協働による取組	●行政と地域住民等の協働による生活困窮者支援の体制づくりを進め、生活困窮者にやさしい地域共生社会の実現を目指します。	●行政と地域住民等の協働による生活困窮者支援の体制づくりを進め、生活困窮者が安心して生活できる地域共生社会の実現を目指します。
---------	--	---

	計画名	期間	概要	変更有無	計画名	期間	概要
	関連計画	本庄市地域福祉計画	平成31～35年度	本市の地域福祉の取組の方向性を示し、その推進を図るための計画	←変更あり	本庄市地域福祉計画	平成31～令和5年度
本庄市地域福祉活動計画		平成31～35年度	本庄市地域福祉計画の理念に基づき地域福祉の具体的な取組を行う本庄市社会福祉協議会による計画	←変更あり	本庄市地域福祉活動計画	平成31～令和5年度	本庄市地域福祉計画の理念に基づき地域福祉の具体的な取組を行う本庄市社会福祉協議会による計画
本庄市障害者計画		平成30～35年度	障害のある人のための施策に関する基本的な事項を定める計画	←変更なし			
本庄市障害福祉計画・本庄市障害児福祉計画		平成30～32年度	本庄市障害者計画中の生活支援に関わる事項のうちで、障害福祉サービスに関する具体的な取組を行う計画	←変更あり	本庄市障害福祉計画・本庄市障害児福祉計画	令和3～5年度	本庄市障害者計画中の生活支援に関わる事項のうちで、障害福祉サービスに関する具体的な取組を行う計画
本庄市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画		平成30～32年度	本市の介護保険の安定運営と保健福祉の充実を図るための計画	←変更あり	本庄市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画	令和3～5年度	本市における高齢者の福祉の増進と介護保険事業の円滑な実施を図るための計画
本庄市子ども・子育て支援事業計画		平成27～31年度	子ども・子育て支援法に基づき策定した5年を一期とする子育て支援サービスの確保方策等の計画	←変更あり	本庄市子ども・子育て支援事業計画	令和2～6年度	子ども・子育て支援法に基づき策定した5年を一期とする子育て支援サービスの確保方策等の計画

主な事業一覧 (資料編)	事業名	事業概要	変更有無	事業概要
	①生活困窮者自立支援の実施	○生活に困窮する人や困窮するおそれのある人の相談をワンストップで受け付けるとともに、潜在的な支援対象者の早期の発見に努め、相談者に寄り添う自立相談支援や社会復帰を後押しする住居確保給付や就労準備支援、さらには、貧困の連鎖の予防のための学習支援など、地域と連携した積極的な支援に取り組みます。	←変更なし	
	②生活保護制度の適正な運営	○「必要な人に必要な保護」を基本として、市民の安心を守る、市民に信頼される制度運営のもと、被保護者の安定した生活の維持への支援や稼働能力のある被保護者の自立を促す就労支援、さらには、子どものいる世帯への養育・就学支援に取り組みます。	←変更なし	
	③地域支え合いの推進	○市や関係機関、団体、地域住民が互いに支え合いながら、誰もが安心して暮らすことができる地域づくりを推進します。	←変更なし	
			新規	④総合相談窓口での適切な相談・支援の実施 複合的なニーズを持つ市民の困りごと等に対して、分野横断的に関係機関等と連携した支援を行っていきます。